


前未償債借は当然消滅したことになる
すれにしても被告は原告に対して前未償借
部分を明け渡すべき義務があるものといわなければならぬ。

よつて石明渡義務の履行を求め原告の
本訴請求は正当であるからこれを認容し訴訟
費用の負担について民事訴訟法第八十九条を
適用し、假執行の宣言につき店舗の明渡を
命ずる部分は限りその必要があると認め民法
第百九十六條を適用して主文のとおり判決する

水戸地方裁判所下妻支部

裁判官

土方 一義



水戸地方裁判所下妻支部
 裁判官
 土方一義

公判調書

於水戸地方裁判所下妻支部法廷 裁判官 土方 一義
昭和二十四年(一)六八号 家屋明渡並損害賠償請求事件

原告

被告

武藤

香川

友雄

香三郎

#19
Haraki

口頭弁論調書

原告 武藤 秀三郎

被告 香川 茂雄

右当時事者間の昭和二十四年(ワ)第六八号家屋明渡
等事件については昭和二十四年十月二十四日午前十時水戸
地方裁判所下専支部法廷におきて

裁判官 土方 一義

裁判書記官補 落合 君男

列席の上弁論を公用する

事件の呼上と爲すに

~~原告代理人~~ 丸山 正次

~~被告代理人~~ 中山 好一 各出席せず

右口頭弁論に於て明確にする事項は左の通り

原告代理人は

訴状に基いて請求の趣旨及び請求の原因を供述し
假執行の宣言を求め。

事件の呼上と爲したるに

原告代理人

丸山 七次

(被告の代理人)

被告代理人

中山 好一 各出頭せず

右口頭弁論に於て明確にすの事項は左の通り

原告代理人は

消状に基いて請求の趣旨及び請求の原因を供述し

假執行の宣言を求め

裁判官は

昭和二十四年十月二十日付「答弁書並に準備書面に記載したる事項は被告に於て供述したるものと看做す旨を告げ

原告代理人は

準備書面中貸付借契約の解除を求むといふ

其旨を認むと述べ

○甲号才一号証(建物貸付借契約書記書)

甲才二号証(証明書)

甲才三号証()

甲第四号証(証明書)

甲才五号証()

甲才六号証()

甲才七号証(申立書)

甲才八号証()

を各提出し原告主張事実を立証すると述べ
尚別紙証拠申立書に基き

証人 鈴木 春吉

の証向並に下妻簡易裁判所より同廳受附の
昭和二十二年に才三四号申立人武藤秀三郎相手方
香川茂雄間の借地借家調停事件記録の取寄と
各申出て原告主張事実を立証すると述べた。

裁判所は原告代理人申出での証人鈴木春吉を次回

に呼出し尚記録の取寄となす旨を告げ次回新月を来す
十一月十九日午前十時と指定告知した。

裁判所書記官補 三谷合 君男

裁判官 土方 一義

香川茂雄君の借地借家調停事件記録の取寄と
各申出で原告主張事實を立証すると述べた。

裁判所は原告代理人申出での証人鈴木春吉を次回

期

に呼出し尚記録の取寄をなす旨を告げ次回新月を来る

十一月十九日午前十時と指定告知した。

裁判所書記官補 三谷合 君男

裁判官 土方 一義

口頭弁論調書

原告 武 藤 香 三 郎

被告 香 川 茂 雄

右当事者同、昭和二十四年四月六日八号家屋明渡等
事件、ついで昭和二十四年十一月十九日水戸地方裁判所下妻
支那法廷に於て

才判官 土 方 一 義

裁判所書記官補 森 合 君 男

列席の上弁論を公開する事件の呼出を為したるに

原告代理人 長 島 忠 行 出所した

被告代理人 丸 山 正 次 出所し是せず

同 中 山 好 一 出所した

証 人 鈴 木 春 吉 出所した

右口頭弁論に於て明確とする事與項を左の通り

別紙調書の通り証人鈴木春吉の認問が行はれる

裁判官は下妻簡易裁判所より取寄せたる昭和二十三年

二月二十四号付地、香川茂雄事件に於て是を以て

列席の上弁論を公開する事件の呼出を角したるに

原告代理人 長島忠行 出所した

被告代理人 丸山正次 出所した

同 中山好一 出所した

証人 鈴木春吉 出所した

右口頭弁論に於て明確とする事與項を左の通り

別紙調書の通り証人鈴木春吉の認問が行はれ

裁判官は下妻簡易裁判所より取寄のせた昭和三十二年

三月三四号借地借家調停事件記録を呈示した

原告代理人は右呈示した記録中貸家調停申立書を

甲才八号証と調書と甲才九号証として各提出し原告主

張可美を立証すると述べ向前面提出した甲才八号証は

甲才七号と重複したから之を撤回すると述べた

被告代理人は右撤回は異議はないと述べた書類の認否

は次圖すると述べた

原告代理人は別紙証拠申立書に基き原告本人

武藤秀三郎の認問を申出て原告が相当期間を以て

家屋明渡を被告に通告した事実を立証すると述べた

被告代理人は右申立てに異議はないと述べた。裁判官は原告代理人申出の原告本人武藤幸三郎を次回に呼出しすも旨を告げ次回期日を来る十二月十二日午二時十時と指定告知した。

裁判所書記官補

乙路 合 君 男

才 判 官 土 方 一 義

調書

証人 鈴木春吉

証人は

一 氏名は 鈴木春吉

一 年令は 当 六十一才

一 職業は 医 師

一 住所は 茨城県茨城郡水海道町二七七四番地

と述べた

裁判官は宣誓の趣旨を説明し偽証の罰を告げ

別状宣誓誓書の朗読により宣誓させた

証人は次の様に述べた原告代理人の言に

一 私に調停委員になつて ~~調停~~ ありません

一 昭和二十二年十月二十二日に原告と被告とがする借地

借家調停事件の申立があつたことを知つており

ますその申立の原因は、はつきりわかりませんが

明瞭して貰い度いといふ申立てすから原告は被

害に對する本件借家の借家借契約は解除

裁判官は宣撫書の趣旨を説明し修証の要を述べた

別紙宣撫書の朗読により宣撫書とさせた

証人は次の様に述べた原告代理人の答に

一私は調停委員になつて居ます

一昭和二十二年十月二十二日に原告と被告とが有る借地

借家調停事件の申立があつたことを知つており

ますその申立の原因は、はつきりわかりませんが

明瞭して貰い度いといふ申立てですから原告は社

員に對する本件家屋の賃借借契約は解除

されて居たうていふかと思ひます

一調停委員会を経過及び結果を申上るると

委員会を開催したのみは約六回位で最初の時は

原告は店舗が狭くて拡張せよといふことでは

た、そして結果は被告は明瞭な期限を定めず

極く近い内に本件家屋を原告に明瞭に然し

それには原告も被告も貸家を見付けることに努力を

しようといふことで円満に協定が出来たのです

者極く近い内といふのは私の考いでは長らくとも

一年ぐらゐと思つており、たゞして此の調停條
項を被告は承知したやうです

其の後其の調停條項により原告は被告が移轉
すべき家屋を見付けたから交渉して貰ひたいと私
如に四回位来られましたが私は其の度毎に被告に
交渉しましたが被告は之に心づきませんでした

原告が見付けた家屋といふのは被告は宮上不適者
であつたから其の家屋を断はつたやうではなかつたかと思ひます
が私の考では良い所の家屋であると思ひました

被告の方より家屋を見付けたといふことの證は被
告本人だけのことで私は聞いて居りませんでした

先程申上げた様な調停條項がなされた時には案件の
様なことになつては私には予想してありませんでした

被告代理人の間に

一 貸貸借契約を解除されたので調停申立をしたといふので
なく被告が本件家屋を原告に明渡せば貸貸借契

約は解除になるといふことである

一、被告の方より家屋を見付けたいといふことの詭は被告本人だけのことで私に關して居りませんでした。

一、先程申上げた様な調停案が本また好には本件の様なことにはなりとは私は三つ想ひしておりました。

被告代理人の間に

一、貸借契約を解除されたので調停申立をしたといふのでなく被告が本件家屋を原告に明渡せば貸借契約は解除になるといふことです。

一、調停を調催した時には原告と被告と同じ部屋に入れて話をした事もあつし又別々話をした事もあり下り。

一、調停。時には双方で家屋協力探し出し被告先本件家屋を明渡すといふことの條項が成立したのを
 一、本件家屋の貸借契約は調停調催されあつた時解除されて居るのか私にわかりませんが成立した時には極く近いうちに家屋を見付けて明渡す、大丈夫見付かるといふ事だつたのです。

一 調停が成立した時に明渡す期間を定めなければならぬ
 つたのでけがそれを定めなかつたのは私達のニ洛度
 がした。

裁判官の間に

一 調停が成立した時の詔はなるべく早く一年間位の
 期間にて双方で採しホし其処へ被告は引越して
 本件家屋を原告に明渡すといふ事をした。

尚引越す時には此の時にかつた移轉費用は原
 告が出すといふことでした

一 調停成立によりて賃貸借契約が合意解除になつた
 ためかどうか私にはわかりません 契約が解除されたとい
 う様な事については私は知りませんが調停當時双方
 は一年位には見つかるといふのでその時には契約が解除に

なつて明渡すといふことの意味で成立したと思ひます。

一 明渡すまでの家賃債につきは当時詔は出しましたが私
 にははつきりわかりません

たのかどうか私にはわかりませんが、契約が解除されたといふ様子は真については私は知りませんが、調停當時双方は一年位には見つかるのでその時には契約が解除に

なつて明渡すといふことの意味で成立したと思ひます。

一、明渡すまでの家賃債については当時誰は出しましたが私にははつきりわかりません

一、原告が見付布た家屋といふのは三軒あります。此の内一軒は空家で賣るといふので、私も此の家屋なら適当と思ひました。あと一軒は受け入れられませんでした。

原告代理人の間に

一、被告が土浦市に営業所を持つて水海道所には必要ないといふような話は聞きませんが土浦市に営業所があるといふ事は被告より聞きました。

一、二度目の調停の時に原告が被告に対し家屋を明渡して貰いなさいと云つても被告は井戸の事と云つたとして困るといふ話をした事がありません。

一、原告が的確に申した家屋といふのは須長長老
 松浦誠、木村とよ、小浜幸之助、鈴木よし等が
 各居住して居る五軒の家屋でしたが此の内二軒
 は、被告がキャンデーをやるに不適當な家屋とした。

又判官 士方一義
 又判所書記官補 乙路合君男

永

口頭弁論調書

原告 武藤香三郎

被告 香川 秀雄

右当時着るの昭和二十四年(四)オ六八号家屋明法等
事件について昭和二十四年十二月十二日午二時十時水戸
地方裁判所下妻支部法廷に於て

又判官 土方 一義

又判所書記官補 三落合 君男

列席の上弁論を公開する

事件の呼出上を為したるに

原告代理人長島忠行出所し多

被告代理人中山好一出所せず

原告 武藤香三郎出所した

原告代理人は

原告本人が出附頭しているから取調べられたと述べた

前紙調書の通り原告武藤香三郎の取調が行はれた

原告代理人は

事件の呼出上を為した事

原告代理人長島忠行出所し多

被告代理人中山好一出所せず

原告 武藤香三郎出所した

原告代理人は

原告本人が出所願してゐるから取調べらうかと述べた

前紙調書の通り原告武藤香三郎の取調が行はれた

原告代理人は

本日は此程度にて續行されたいと述べた。

女判官は

續行する旨を告げ次回期日を来る昭和二十五年一月二十

三日午前十時と指定告知した

女判官所書記官補 二務合 君男

女判官 高 土方一義

調書

原告は

一氏名は

武藤香三郎

一年令は

五十七歳

一職業は

金物商

一住所は

茨城県結城郡お浜道町二七六三番地

と陳述した。

又判官は宣誓言の翻趣旨を説明し虚偽の陳述を

なしたるときは過料の判及あることを告げ別紙宣誓

書の朗讀により宣誓させた。

原告は次の様に述べた。

原告代理人の間に

一昭和十年四月頃と思ひますが被告と被害の父香川

啓三さんが私に來て本件家屋を貸して貰ひ

度いといふので私は當時妻は病氣になつて居て金物

商も出来なかつたため私の方に必要ある場合に明渡し

て呉れれば貸してもよいといふと承知しましたといふの

原告は次の様に述べた。

原告代理人の間に

一、昭和十年四月頃と思ひますが被告と被告の父香川

啓三さんが私へ来て本件家屋を貸して貰ひ
度いといふので私は当時妻は病氣になつて居て金物
商も出来なかつたため私の方に必要ある場合に明渡し
て呉れれば貸してもよいといふと承知しましたといふの
でそれでは契約書に署名捺印して貰いたいといふので
初告が貸借人となり父啓三さんが保証人となつて
署名捺印し契約をいたしました。尚此の賃料につきは
当時の相場は二十五円位でしたが十八円にしましたと
記憶して居ります。

一、私は昭和二十一年七月頃口頭にて被告に対し本件
家屋の賃貸借契約を解除すると通告した処被告
告は一日も早く明渡ししたいけれども責家はあるが貸家
がなから明渡しすることが出来ない貸家がなから明渡し

るが出来ない貸家がみれば明渡すと云ひました。

尚通告した理由は金物商も自由に出来る様になり
営業を復活しなければ生活出来なくなつて来たこと

妻も一死亡し二十二才になる長男和一郎に嫁を貰
う話もあつて和一郎の居住する処もいから重でした。

一下妻簡易裁判所へ最初に本件家屋明渡しの

調停を申立てたのは昭和二十二年十月で本件債

貸借契約を解除した事も拘うが被告が明渡す

とか明渡さないと云つて居るから適当に調停を

されたいと申立てたのどす。そして昭和二十三年一月に被告

が適当な家屋を覗付けて速かに本件家屋を明渡

すと明言したので一回でその様は調停が成立しました。

一此の後私も適当な家屋があつたなら此の処へ被告

を居住させる様協力しました。此の時の調停委員で

あつた鈴木春吉さんよも四五回家屋が見付かつた

から被告に話し話しをして貰ひ度いと此の都度云ひ

ました。それに話し話しは直接被告より話を聞か

されたいと申立てたのどす。そして昭和二十三年一月に被告
が適当な家屋を現付けて速かに本件家屋を明渡
すと明言したのが一回でその様は調停が成立しました。

一此の後私も適当な家屋があつたなら此の如く被告

を居住させる様協力しました。此の時の調停委員で
あつた鈴木春吉さんよも四五回家屋が見付かつた
から被告に話し話しをして貰ひ度いと此の都度云ひ
ました。それに対し私は直接被告より話し聞かなか
たのどすが鈴木さんから聞いた話しよると被告に話を
してもその家屋を見るわけではなし誠意がないからも
う一度調停を申立てたのがよいのではないかと云われ
本年一月頃更に調停を申立てましたが此の時も被
告は家屋がないので明渡しされないと言つて不調となつ
た為め本件訴を提起したわけです。

一被告は土浦市に立派な店舗を持つて営業をやつ
ているので本件家屋を借りていたいともよいわけ
です。

私の方ではどうしても明渡して貰わねばならぬ状態です
 支那の店の方に

一、本件家屋は道路に面して建ててある一軒屋を板で
 二つに区分してある片側で店舗も奥座敷も半か
 まして貸してあるのです尚被告は借りてキャニデー屋
 をやつて居ました。

一、私が金物商をして居たのは本件家屋を被告に貸し
 す一年位前まで昭和十一年頃迄であり当時妻
 は病氣だ一子供も小さく一時営業を中止していた
 わけです、しかし昭和二十一年頃より私は金物商を
 再開して居ります。

一、私の家族は私と後妻と先妻の子供和一郎と進で
 現在居住して居る処は間口二間半に奥行五間
 位であり被告が居住して居る所は間口三間位に奥
 行五間位です

一、本件家屋を私は住家として使用するみではなく

は病気がたゞ子供も小さく一時は病室を中止していたわけですが、しかし昭和二十一年頃より私に金物商を再開して居ります

一私の家族は私と後妻と先妻の子供和一郎と進で現在居住して居る処は間口二間半に奥行五間

位であり被告が居住して居る所は間口三間位に奥行五間位です

一、本件家屋を私は住家として使用するのみではなく店舗として使用するのが目的であり、私が使用して居る店舗は間口二間半で奥行も二間半であります。被告が使用して居る店舗も私が使用して居る店舗と大体は同じ位ですが、三つ位あると思ひます。

文判書記官補

三務合 君男

文判 官

土 方 一 義

口頭弁論調書

原告 武藤香三郎

被告 香川茂雄

右当事者同の昭和二十四年四月十六号家屋明渡等事件について昭和二十五年一月十七日午前十時水戸地方裁判所下妻支部法廷に於て

女判官

土、方 一義

女判書記彦補

二夜合 君男

列席の上裁判を公開する

事件の呼上をなしたるに

原告代理人 長島忠行

被告代理人 中山好一各出所した

右口頭弁論に於て明確にする事項左の通り

被告代理人は別紙証拠申五書に基き

被告本人 香川茂雄

の証固を求め被告主張事実を立証すると述べた
原告代理人は

原告代理人 長島忠行

被告代理人 中山好一 各出所した

右口頭弁論に於て明確にする事項左の通り

被告代理人は別紙証拠申立書に基き

被告本人 香川茂雄

の訊問を求め被告主張事実を立証すると述べた
原告代理人は

右証拠調に意見はないと述べた

甲才十号証へ証明書目を提出し原告主張の事実を
立証すると述べた

被告代理人は

各書証の認否は次回にすると述べた

文判官は

被告代理人の証拠申出を採用し次回より

被告本人 香川茂雄

の訊問を行う旨を告げ次回期日を来る二月二十日

午前十時と指定し告知した

新所書記官補

文判官

工務令君男

土方一義

口頭弁論調書

原告 武藤香三郎

被告 香川茂雄

右当時着るの服靴二十四年(四)六八号家屋明渡事
件はついで昭和二十五年二月二十日水産地方裁判所
下妻支部法廷に於て

又判官 土方一義

又判所書記官補 森合 君男

列席の上弁論を公開する

事件の呼称は上をゆゑしたるに

原告代理人 長島忠行事務所した

被告代理人 中山好一事務所せず

右口頭弁論は於明確にする事項項左の通り

原告代理人は

先に提出した甲三三証は甲四号証を重複す
るし尚甲五号証は甲六号証と重複したから
各之を撤回すると述べ他は主張並に立証はな

事件の呼出し上を仰為したるに

原告代理人長島忠行出所した

被告代理人中山好一出所せず

右口頭弁論は於明確にする事項項左の通り

原告代理人は

先に提出した甲子三号証は甲子四号証を重複す

るし尚甲子五号証は甲子六号証と重複したから

各之を撤回すると述べ他は主張並に立証はな

いから従番とこれ多いと述べた

又判官は

取調未了の被告本人の訊問は之を行わぬい

旨~~を~~定を宣した上弁論を終了して~~裁~~決言渡

期日^改を来る三月六日午二時十時と指定し告知した

裁判書記官補 三森合 君男

又判官 土方一義

口頭弁論調書

原告 武藤秀三郎

被告 香川義雄

右当事者間の昭和二十四年(ワ)才六八号家屋明渡等
事件につき昭和二十五年三月六日午前十時水
戸地方裁判所下妻支那法廷に於て

女判官 土方一義

女判所書記官補 藤合 君男

列席の上弁論を公けする

事件の呼上と爲したるに

原告代理人 長島忠行 出所した

被告代理人 中山好一 出所せず

右口頭弁論に於て明確とする事項左の通り

女判官は

本日(三月六日)の判決言渡を延期する旨を告げ次回期日を三月
十三日午前十時と指定し告知した

女判所書記官補 藤合 君男

列席の上弁論を公けする

事件の呼上を為したるに

原告代理人 長島忠行 出所した

被告代理人 中山好一 出所せず

右口頭弁論に於て明確にする事項左の通り

又判官は

今日の判決言渡を延期する旨を告げ次同期日を三月十三日午前十時と指定し告知した

又判官書記官補 三原合 君男

又判官 土方一 義

口頭弁論調書

原告 武藤香三郎

被告 香川茂雄

右当事者同の昭和二十四年(シ)オ六八号家屋明後
等事件について昭和二十五年三月二十五日午前十時
水戸地方裁判所下妻支部法廷に於て

裁判所書記官補 乙松合 君男

文判官 土方一義

列席の上弁論を公開す。

事件の呼上を爲したるに

原告代理人 長島忠行 出所した

被告代理人 中山好一 出所せず

被告 香川茂雄 出所した

石口頭弁論に於て明確にする事項左の通り

原告代理人は

本日附請求減縮申立書に基き請求趣旨

の訂正をす

原告代理人 長島忠行 出所した
 被告代理人 中山好一 出所せず
 被告 香川茂雄 出所した

石口頭弁論に於て明確にする事項左の通り
 原告代理人は

本日附請求減縮申立書に基き請求趣旨
 の訂正をす

証書は

石訂正に意見はないと述べた

別紙証拠申立書に基き

証人 木村 とよ

小浜 好之助

鈴木 よし

の各証人を由

の各証人を申出て原告より申し受けたる家屋は
 いずれも人が入つていて買受けることが出来ないことを
 立証すると述べた

原告代理人は

右は時期に遅れたる証拠の申出であり必要ない

述べ 昭和二十四年十月二十日附被告提出の準備書

面に対して

才一項は認め

才二項中二階を任意に返して貰つたことは認め

がその余は否認する

才四項中規類に貸すのたから明渡せと申入れ

た事實は否認する

家屋の液の理由は最初から店舗が狭かつた

こと及び息子の結婚のための使用する必要があつた

るのである

才五項前段中被告が貸屋探しに努力した

との点を除きその余は認め後段の事實は

否認する

才六項は否認する

家屋の液の理由は旦那初から店舗が狭かつたこと及び息子の結婚のための使用する必要があつたのである

才五項前段中被告が貸屋探しに努力した

との点を除きその余は認めらる後段の事實は否認する

才六項は否認する

又判官の向に於て

一 訴状請本原因才二項は原告が解約の申入れを為したことを主張するもので此の時期は昭和二十一年七月頃である

二 調停成立後昭和二十三年二、三月頃住家の滞納分約数ヶ月分(月百五十円)を受取りその後も月百五十円位に死六ヶ月間位受取つたがこれは家賃とも損害金とも(か)ずを受取つたのであると説明した

被告は

右は家賃として支拂い従前の家賃通張に記入して貰つた尚此の後も月百五十円宛持て行つたが原告が受け取らなひので供託したと述べる

又判官は

被告の証拠申立を採用し次回に証人として

木村とよ

小浜好之助

鈴木とよし

の各証人を行ふ旨を告げ証拠調費用は本月末日迄に予納すべきことを命じ次週期日を来る四月十日午前十時と指定し告知した

又判官書記官補 三谷合君 男

又判官 土方一義

口頭弁論調書

原告

武藤 香三郎

被告

香川 茂雄

右当事者等の昭和二十四年(ワ)才六八号家屋明徴等事件について昭和二十五年四月十日午二時十分水戸地方裁判所下妻支部法廷に於て

又判官

土方 一義

又判所書記官補

三谷 合 君 男

列席の上弁論を公開せしめた
事件の呼上を為したるに

原告代理人 長島 忠行

被告代理人 木村 とよ 各出所した

被告代理人 中山 好一

証人

小浜 好之助

鈴木 よし

各出所せし

右口頭弁論に於て明確とするべき事項左の通り別紙調書の通り証人木村とよの証言が行われた

事件の呼上を爲したるに

原告代理人 長島忠行

証人 木村とよ 各出所した

被告代理人 中山好一

証人 小浜好之助

企 鈴木よし 各出所せず

右口頭弁論に於て明確です(とる項左の通り)

別紙調書の通り証人木村とよの証詞が行

われた

原告代理人は

主張並に立証はないから結審を求めると述べた

と判官は

爾余の証詞は之を為さない旨を告げた

原告代理人は

訴訟関係を表明し証詞の結果につき弁論した

と判官は

弁論を終結して判決言渡期日を来る四月二十四日

事件の呼上を爲したるに

原告代理人 長島忠行

証人 木村とよ 各出所した

被告代理人 中山好一

証人 小浜好之助

企 鈴木よし 各出所せず

右口頭弁論に於て明確せず(さる項左の通り)

別紙調書の通り証人木村とよの証詞が行

われた

原告代理人は

主張並に立証はないから結審を求めると述べた

と判官は

爾余の証拠調は之を爲さない旨を告げた

原告代理人は

訴訟関係を表明し証拠調の結果につき弁論した

と判官は

弁論を終結して判決言渡期日を来る四月二十四日

西午前十時と指定し告知した

又判所書記官補

二洛合 君男

又判官

土方 二義

調書

証人 鈴木とよ

証人は

一 氏名は 木村とよ

一 年令は 当三十六年

一 職業は 無職

一 住所は 茨城県結城郡水海道町三三八番地

と陳述した

文判官は宣誓の趣旨を説明し偽証の罰を告げ

別紙宣誓書の内容を朗讀しより宣誓をさせた

証人は次の様に述べた

文判官の問に対し

一 被告と交際したことはありませんが先月中旬頃家

屋の事につき聞きたいことあつて参りましたのでおつしやう

承りました尚名前前は以前から知つて居りました

一 大正四年以来私は現在の家屋に居住して居りその

証人は次々様叙述述べた

文判官の問に對し

一、被告と交際したことはありませんが先月中旬頃家

屋の事につき聞きたいことあつて参りましたのでおつしやう

なりました尚名前前は之前から知つて居りました

一、大正四年以来私は現在の家屋に居住して居りその

家屋税等は亡父の名前であつて居るのですが相続人は私一人ですから現在の家屋所有者は私であります

一、父が死亡したのは昭和九年頃です

一、先程申した家屋以外に貸家が一軒あります

一、現在私が居住してゐる家屋は六畳三間八畳一間

四畳半二間三畳一間土間五坪位の木造建てであります

ます尚家屋のある場所は商店街でほんく水海道駅

より大通りを出て右折し更に左折して釜初乾物屋

の隣です

一、貸家のある場所は右家屋の隣で建坪三十坪位

あり、身轉業をして居る人に昭和七年頃かう貸し居ります

一、四年位前現在居住している家屋のはなれを町内の人に賣り
 その人は現在そのはなれをこわして他に持つて行き住家
 として居ると思ひます

一、残つた家屋を賣るとか貸すとかいふ話はありません
 一、私の家を被告及他の人も見に来たことはありません
 前にも申した様に先月初めて来て家屋の話をこ
 れたのです

一、鈴木春夫さんかう私は家屋を貸してくれといふ
 話はありませんでした尚丹にもそういう話はな
 いと思ひます原告代理人の間に

原告代理人の間に

一、昭和二十二年四月にはなれを賣つたのですがその当

時は被告かう家屋を見せてくれと云われたことはあ
 りません先月被告が来た時は店の配給所を

貸してはなれといふ話でした

一鈴木春夫さんから私に家屋を貸してくれといふ
話はありませんでした高丹にもそういう話はない
と思ひます 原告代理人の間に

原告代理人の間に

一昭和二十二年四月にはなれを賣つたのですがその当

時は被告から家屋を見せてくれと云われたことはあ
りません 先月被告が来た時は店の配給所を
貸して呉れといふ話でした

文判所書記官 袴

二 渡合 辰男

文判 官

土 方 一 義

口頭弁論調書目

原告 武藤秀三郎

被告 香川茂雄

右当時者乃の昭和二十四年(ワ)方六八号家屋明渡等事件のつらいて昭和二十五年四月二十四日水戸地方裁判所下妻支部法廷に於て

女判官 土方一義

女判書記官補 三橋合 君男

列席の上弁論を公断し事件の呼上を爲したるに原告代理人 長島忠行

被告 香川茂雄 各出所した

裁判官は判決原本に基き主文を朗讀して判決を言渡した

女判書記官補

三橋合 君男

女判官

土方一義

判決

二次林分結城郡水海道町二七六三番地

原告 武藤秀三郎

右訴訟代理人弁護士長島忠信

同所同番地

被告 香川茂雄

右訴訟代理人弁護士 中山好一

右当時者等の昭和二十四年(ワ)六八号家屋明渡並
損害賠償請求本事件について当裁判所は昭和二十
五年四月十日結審した口頭弁論に基いて左のとほり
判決する

主文

被告は原告に対して二次林分結城郡水海道町

字寶所二七六三番地所在木造瓦葺二階建住家

一棟建坪二十九坪七合五勺外二階坪十二坪の中

階下二十坪(別紙図面中朱線で示した分)を明

渡せなければならぬ

判決する

主 文

被告は原告に対して三沢村八幡塚郡新海道所

字寶所二七六三番地所在木造瓦葺二階建住家

一棟建坪三^九坪七合五勺外二階坪十二坪の中

階下二十坪(別紙図面中朱線で示した分)を明渡さなければならぬ

訴訟費用は被告の負担とする

この判決は第一項中店舗(別紙図面中の斜

線で表示した部分)の明渡を命ずる部分に限り

原告が金一萬五千円の担保を供するときには假に

執行することかぞえる

原告訴訟代理人は主文第一、第二項同旨の判決並に

假執行の宣言を求めその請求原因として

一主文掲記の家屋は原告の所有であるが約十年前

その階下二十坪(別紙図面中朱線で表示した部分)

を原告が必要とする場合は何時でも異議なく明渡す約束で被告に貸貸した

二しかして原告は三四年前金物商を始めたが店舗が手狭で困つたので、昭和二十一年七月頃被告に対しその事情を話し、三則記貸貸借の解約の申入をなして明渡を求めた。

三然るに被告は移轉先がないから明け渡すことは出来ないと申してこれに依りなかつたので原告は昭和二十二年十月二十二日被告を相手方として下妻簡易裁判所に右明渡を求め、借家調停の申立をなし、昭和二十三年一月十二日同審判所の調停会に於て

一被告は右海邊町において極力貸家とせしがし

達かに本件賃借家屋を原告に明渡すことに努めること

二原告においても被告が右家屋移轉のため借家又は賣家買受等に盡力し且つ移轉に際して

専ら簡易裁判所に右明渡を求め借家調停の
申立をなし、昭和二十三年一月十二日同審判所の
調停會に於て

一 被告は右海邊町に於いて極力貸家とせしがし

速かに本件賃借家を原告に明渡すことに
努めること

二 原告はにおいても被告が右家を移轉のため借
家又は賣家買受等に盡力し且つ移轉に際して
は協定により相当額の費用を支弁すること

その他数項に亘る條項にて調停が成立しました

四よつて原告はその右調停の趣旨に基づき被告
の爲十数回に亘つて適当の移轉先を探して被告
に通告したが明治義務履行の意思のない被告
は不誠意極まる言動に出で、刑記調停條項を
無視して不法に借家繼續の態に出でしか、今日
なほ不法に占有を継続しており原告が如何に
誠意のを披歴し移轉先をさがして提供しても

明渡 そうとしない

五、よつて原告は昭和二十四年三月三十日同裁判所に被告と相手方として家屋明渡調停申立をなし、だが同年八月六日遂に被告の不誠意により不調に終つた

よつて原告は被告に対し右借貸借終了を原因として前記借貸部分の明渡を求めため本訴に及んだと陳述し、被告主張の事項中才一項は全部之を認める、才二項中二階の返還を受け、たゞ是は之を認めるが之は被告が任意に返還したるであつて原告は被告主張の様な威迫を加えた事は、才三項中被告の収する借賃借し得ることを承認したとの真を降つて、その余は

これを認める、才四項は全部これを認める、但し原告が明渡を求めた理由は店舗が狭いこと息子の統督のためである、才五項中被告が貸家さかしたに努力力した真又原告がさかしてやつた家屋には

た長は之を認めるが之は被告の任意に違ふ
 たがであつて原告は被告主張の様は威迫
 と加えた事は無い。三項中被告の叙する借賃
 借し得ることを承認したとの長を除いてその余は

これを認める、四項は全部これを認める但し原告
 が明渡を求めた理由は店舗が狭いこと息子の徒
 督のためである、五項中被告が貸家さばしに
 奴力力した長又原告がさばしてやつた家屋には
 いづれも借家人が管業していたとも長を除き、
 その余はこれを認めると述べ、立証して甲オ三
 号証、オ四号証、オ六号証乃至オ十号証を
 提出し、証人鈴木春吉の証言乃至原
 告本人尋問の結果を採用した。

被告訴訟代理人は原告の請求は之を棄却
 する、訴訟費用は原告の負担とするとの
 判決を求め、答弁として原告主張の請求本原
 因事実オ一項は階下二十坪とある長を除き、

その金は之を認め、オニ項は原告が明渡しを求めた日時、の巨入及び店舗が手狭で困ったのでその事情を話しとある巨入を除き、その金は之を認め、オニ項はその他数項に宣る係項とある巨入を除き、その金はこれを認め、オ四項は原告が移轉先を、がして被告に通告した巨入は之を認め、がその金は之を否認する、オ五項は原告が調停の申立を、しその調停が不成立に終つた巨入はこれを認め、がその金はこれを否認すると述べ、更に本件債貸借に用する事情として、

一、昭和十二年六月被告はアイスクャンデー製造販賣業を営むため原告所有の当時空家であつた

原告主張の家屋の約半分即ち二階六坪

(十畳)階下二十坪(六畳、四畳半、三畳)その

他土間)を仕切り家賃夏は月十八円冬十五円

の定で賃借し通うに石宮業を始め残りの部

ニ水を否認すると述べ更に本件貸貸借に
関する事情として、

一、昭和十二年六月被告はアイスクャンデー製造
販賣業を営むため原告所有の当時空家であつた

原告主張の家屋の約半分即ち二階六坪

(十畳)階下二十坪(六畳、四畳半、三畳)その

他土間)を仕切り家賃夏は月十八月冬十五円

の定で賃借し直ちに石宮某を始め残りの部

分即ち二階十畳十畳六畳階下同日二間

半奥行三間の土間十畳六畳その他は依然

として空いていたが原告は昭和十四年一初家族

二名と共に移り住んだ

然し営業は旧にもしていなかつた。

二、昭和二十年八月頃原告は前記の土間を市

山の井某に貸して金物商を開かせ十二月には

石山の井を住わせるため被告が賃借していた

二階十畳の返還を要求し心付ければ被告

営業用の鉄管を切断すると威迫を加えたりで被告は已むを得ずこれを返還した。

三昭和二十一年十月原告は山の井がら全物無
 営業権を譲り受けて営業を始め昭和二十三
 年一月から被告の家賃を月百五十円を増額
 すると共に山の井仲介にて被告の欲する期間
 賃借し得ることを承認した。

四昭和二十二年五月に至り原告は先ず親類に貸
 すうだから家屋を明け渡せと要請し、次に息子
 の結婚につれて家が狭いから移轉せよと迫り
 最後に店舗が狭いからと理由の下に同年十月
 調停の申立を以て原告主張のよう調停が
 成立したのであるが當時被告は原告夫婦
 と子供二人被告方も被告夫婦と子供二人
 であつた。

五被告は調停の趣旨に基いて営業可能な貸

家探しに努力したが発見し得ずその後原告は

最後店舗が狭いから理由の下に同年十月
 調停の申立を以て原告主張のよう調停が
 成立したのであるが當時被告は原告夫婦

と子供二人被告方も被告夫婦と子供二人
 であつた

五被告は調停の趣旨に基いて営業可能の貸
 家探りに努力したが発見し得ずその後原告か
 ら再び家屋の明渡の調停を申立てられたが意
 見の合致を見ず不調に終つた。その原告は
 当初、佐津木橋本（いすれも店名）の家屋が
 賣家なること通知したるに調本直したとこ
 ろ石各店とも借家人が営業を止めていることが判明
 した

本件家屋の賃貸に因りては石の通りであるが
 原告の主張する請求たる調停は原告は賃借
 貸借を解除せず同契約は依然存続しているから不訴

請本は理由がないと述べ立証として証人木村とよも
採用した

理由

主文掲記の家屋が原告の所有であること、原告が
昭和十二年六月右家屋を半分に区切つてその一半
階下二十坪(別紙 図面中 朱線で表示した部分)
及び二階六坪(別紙 図面中 朱線で表示した部分)を
異議なく明け渡す約束で被告に賃貸したこと、
被告が昭和二十一年十二月中賃借中の石二階の部
分を原告に返還したこと、原告が昭和二十二年五月
頃から被告に対して賃貸中の右階下二十坪の
部分の明渡をも要求していたこと、以上は当事者間
に争がない、被告は原告が昭和二十二年一月被告の欲
する間これを賃貸し得ることを承認したと主張してゐるか
これを肯認すべき証拠はないとすれば前記賃貸借は
期間が定めのないものであるから原告よりなした前記明
渡の要本は解約の申入であるといふ事が出ない

被告が昭和二十一年十二月中借借中の石二階の新
 命を原告に返還したこと、原告が昭和二十二年五月
 頃から被告に対して借貸中の石階下二十坪の
 部分の明渡をも要平していたこと、以上は当時有間
 に争はない、被告は原告が昭和二十二年一月被告の欲
 する間これを借貸し得ることを承認したと主張してゐるが
 これを肯認すべき証拠はないとすれば前手借貸借は
 期間の定めのないものであるから原告のいふ事
 渡の要平は解約の申入であるといふ事が出来る
 よつて右解約申入に正當の理由があるか否かについて
 判断することにする。前手借貸借に関する事情と
 として次の諸事案が認められる。即ち
 一、原告は従前前手家屋に居住して金物商を営ん
 でいたが昭和十一年頃妻が病を患ひ官業が出来なく
 なつたため(原告本人の供述)他に轉居し空家にし
 ておいたところ(当時有間)に平がなじ被告の申入により
 (原告本人の供述)昭和二十二年三月前手家屋を二階
 共半分に区切つてその一半を家賃夏は十八円冬は月

月十五日で被告に賃貸し被告は直ちにこれに居住してアイスキャンプー製造販賣業を始めた。しかして残存する部金は依然空いていたが原告は昭和十四年、初家族二名と共にこれに移り住んだが原告は乃にもしていなかつた。その後石家賃は昭和二十二年一月から月百五十円に増額された（以上は当時者間に争がない）

二、原告は昭和二十一年十月石家賃で金物商と始めた。それは終戦後金物商も自由にできる様になり、これを再開しなれば生活が困難になつて来たためである（原告本人の供述）

三、原告が前年解約申入をした理由は金物商と再開したについて店舗が狭かつたためと原告の長

男和一郎当時二十二年に嫁を迎へる証があつたが新夫婦の居住する家もなかつたためである（原告本人の供述）しかして原告の現在の店舗は間口二間半奥行三間であつて（当時五間内に争がない）美

たり、これを再興しなければ生活が困難になつて来た
ためである(原告を人の供託)

三、原告が前手解約申入をなした理由は金物商と
再開したについて店舗が狭かつたためと原告の長

男和一郎当時二十二年に嫁を迎へる詔があつたが
新夫婦の居住する家もなかつたためである(原告
本人の供述)しかして原告の現在の店舗は前
二間半奥行三間であつて(当時方角に半かない)夫
際金物商を管むには常識上稍狭いと思われる

四、前手賃貸借には前認定のとおり原告が必要とす
る場合には被告は何時でも同意なく明渡す旨の
特約があつた。

五、被告の管業であるアイスクャンデー製造販賣業は
常盤上夏期における主として通行人相手の商賣
であつたり行商にも通し固定した管業の基礎
といふようなものは無いものであるから必ずしも現在の
家屋でなければその管業ができてゐるものと思われぬ

六、被告は土浦市内にも香川良郎名義で立派な官業所を有している（当裁判所が成立を認める甲オ六号証 証人鈴木春吉の証言 原告本人の供述）

七、家族は原告方も被告方も夫婦と子供二人で同数である（当時の周囲に争がない）

八、原告は被告が明渡要所に怠りぬいので昭和二十二年十月二十二日下妻を簡易裁判所に被告と相手方として前子債貸部分の明渡を定める借家調停の申し立てをなし昭和二十二年十二月同裁判所の調停委員会に於て左記條項即ち

(一) 被告は水海道町で強力貸家をとがし速に右債借部分を原告に明渡すことに努めること

(二) 原告も被告が移轉のため借家又は賣家買受に

協力し且つ移転に際しては協定により相当額の費用を支弁すること

と定めた調停が成立した（当事者周囲の争がない）

九、原告は右調停條項に基きその後は争がない

調停の申立をなし昭和二十二年十二月同裁判所の
調停委員会に於て左記條項即ち

(一) 被告は水海道町で極力貸家をもとがし速に右債
借部分を原告に明渡すことに努めること

(二) 原告も被告が移轉のための借家又は賣家買受に

協力し且つ移轉に際しては協定により相当額の
費用を支弁すること

と定めた調停が成立した(当事者間の争いがり)
九原告は右調停條項の基きその後被告のため

数戸の家屋をさがしてこれを被告に通告した
(当時争いに争がたない)しかして右家屋中一は

被告の管業上通当と認められるものも二三戸は
あり、その一戸は現に空立っていたが被告はこれを入

らうとせず(証人鈴木春吉の証言)、右調停成
立後即ち二年三月を経過しているのに拘らず今日

はこれを明け渡さぬとすれば被告はその誠意を
疑われても已むと得ないと思われ

右の様な諸事情を考慮すると原告が口した前条

解約の申入は正当の事由あるものと断定する事
が出来ず、然るに被告はこれを否定するためか

(一)原告は昭和二十年十二月被告を威迫してそれまで
被告に賃貸していた二階の部分を取り上げた

(二)原告は昭和二十二年一月被告が欲する間賃借し
得ることを承認した

(三)原告当初親類に賃すのだから明け渡せせと要本して
来たから自ら使用することを必要としない

(四)原告がこがして呉れた家屋はすべて借家人が管理して
移轉することが出来居かつた等と主張してゐる、しかし
原告がその頃二階の部分を任意返して貰つたことは
前認定のとほりであり、又証人鈴木春吉の証言
によると原告がこがした家屋は一戸を除きその他は

空家であつた事由が認められるが、これだけで前不
約の申入の正当性を否定する事は出来まいと考へ
る、その余の右被告立証の事実は之を認める証拠
はほゞ他に右正当性を否定すべき事由を被
告は主張立証しめてない。とすれば前不

原告がその頃二階の部分も任意返して貰ったことは
 前認定のとほりであり、又証人鈴木春吉の証言
 によると原告がかかした家屋は一戸を除きその他は
 空家であつた事事が認められるが、これだけで前示解
 約の申入の正当性を否定する事は出来ないと考へ
 る。その余の右証立証の事實は之を認める証拠
 は何れも他に右正当性を否定すべき事由を被
 告は主張立証し得てない。とすれば前示貸借
 は右解約申入に因つて即ち終了したことになる。
 仮に右解約申入に正当の事由がなるとしても前示
 調停の成立によつて前示貸借は一時使用
 のための貸借に妻更せられたものと認めることが
 できる。しかして石調停條項中に「連」と
 あるのは証人鈴木春吉の証言によつてあると
 長くとも一年の期間を意味してゐたことが
 認められるからその後二年余を経過した今日


前手債貸借は当然消滅したことになる
すれにしても被告は原告に対して前手債借
部分を明け渡すべき義務があるものといわな
ければならない。

よつて石明渡義務の履行を求め原告の
本訴請求は正当であるからこれを認容し訴訟
費用の負担について民事訴訟法第八十九條を
適用し、假執行の宣言につき店舗の明渡を
命ずる部分に限りその必要があると認め民法
第九十六條を適用して主文のとおり判決す

水戸地方裁判所 下妻支部

裁判官

土方 一義



牙百九十六條を適用して主文のとおり判決す
 水産地方裁判所下妻支部
 裁判官 土方 一義

KANTO CIVIL AFFAIRS REGION
Legal and Government SectionSuspense Matter No. 18 (Ibaraki)

Subject: Inre to scattering of glass over roads, rice paddies and fields.

Principal: Yamaguchi, Gentaro Nagasao, Mizuko-mura, Inashiki-gun, Ibaraki

Source: Petition

Action: 10- Letter to Ibaraki NRP for investigation.
20- See report of investigation from Chief Ibaraki NRP.
Case: Closed 1 July-50

Handled by: Dr. Featherstone
Investigator: Ibaraki NRP.
Date Closed: 1 July 1950

775013

Legal and Government Section

File No. *Haraki* 18 Date: *18/6* 1950

| Attention: | Check | Initial |
|--------------|-------|------------|
| Nolan | | |
| Featherstone | | |
| Abrams | ✓ | <i>WHA</i> |
| Uno | | |
| Mizumoto | | |

DISPOSITION: Date: _____ 1950

*Should we answer
this letter?
This man is a Communist
requires
no answer*

| DISAPPROVALS, ACTIONS. | |
|-------------------------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | CIRCULATE |
| <input type="checkbox"/> | COORDINATION |
| <input type="checkbox"/> | FILE |
| <input type="checkbox"/> | INFORMATION |
| <input checked="" type="checkbox"/> | NECESSARY ACTION |
| <input type="checkbox"/> | NOTE AND RETURN |
| <input type="checkbox"/> | SEE ME |
| <input type="checkbox"/> | SIGNATURE |
| DATE <i>15 Aug</i> | |
| TELEPHONE | |

Office

30 June, 1950

Memorandum, file KLG 333.5, "Investigation".

with is the above report, made up by the 1st National Rural Police.

#18
Haraki



Kanto
Liaison and Coordination Office

Katsushiro Narita
Chief
Katsushiro Narita

(H. Iwama, officer in charge)

775013

| MEMO ROUTING SLIP | | NEVER USE FOR APPROVALS, DISAPPROVALS, CONCURRENCES, OR SIMILAR ACTIONS. | |
|--|----------------------------------|--|------------------|
| 1 | NAME OR TITLE <i>Exec Sec</i> | INITIALS | CIRCULATE |
| | ORGANIZATION AND LOCATION | DATE | COORDINATION |
| 2 | | | FILE |
| | | | INFORMATION |
| 3 | | | NECESSARY ACTION |
| | | | NOTE AND RETURN |
| 4 | | | SEE ME |
| | | | SIGNATURE |
| REMARKS <i>These letters are filed in folder of Mr Jones.</i> | | | |
| FROM NAME OR TITLE <i>CI Sec</i> | | DATE <i>15 Aug</i> | TELEPHONE |
| ORGANIZATION AND LOCATION | | | |

Office 

30 June, 1950

randum, file KLG 333.5, gation".

DD FORM 1 FEB 50 94 REPLACES NME FORM 94, 1 FEB 49, WHICH MAY BE USED. 2256-PHC Printing Plant-4-55-500M

Headquarters, Ibaraki Prefectural National Rural Police.

#18 Ibaraki



Kanto Liaison and Coordination Office

Katsushiro Narita
Chief
Katsushiro Narita

(H. Iwana, officer in charge)

775013

0

Close

(B)

Kanto Liaison & Coordination Office

Japanese Government

KLO NO: 1185

30 June, 1950

TO: Chief, Kanto Civil Affairs Region

SUBJECT: Report on the Result of Investigation

1. Reference is made to your memorandum, file KLG 333.5, dated 8 June, 1950, subject "Request for Investigation".

2. Submitted herewith is the above report, made up by the Headquarters, Ibaraki Prefectural National Rural Police.

Kanto
Liaison and Coordination Office

Katsushiro Narita
Chief
Katsushiro Narita

(H. Iwama, officer in charge)

#18
Ibaraki



HEADQUARTERS
IBARAKI PREFECTURAL NATIONAL RURAL POLICE

June 26 1950.

SUBJECT: Report on investigation.

TO: Chief of the Legal and Gov't Section, K.C.A.R.

We hereby report you about the result of the investigation of the petition made to you the other day by Gentaro Yamaguchi, Nagasao, Mizuho-mura, Inashiki-gun, Ibaraki Prefecture.

(1) The situations at the time when the petitioner Gentaro Yamaguchi made a petition to the police station concerned:

In the neighbourhood of the petitioner Gentaro Yamaguchi's there are two grocers, where orange-juice or peppermint-juice in glass containers was then on sale. But the daily volume of sales was very small.

Most of the customers were the primary school pupils or little children in the neighbourhood who were utterly careless about scattering these empty glass-containers over roads, rice paddies or fields.

Seeing the scattered empty glass containers over such places, the petitioner feared that it would injure the bare feet of farmers in their busy season.

And he made a petition to the police station for prevention of injury, and at the same time offered a prospectus showing scores of person's signatures of approvals for it. On the other hand, he advised the grocers not to sell such beverage in future.

Therefore, they stopped selling it and equipped empty wooden boxes in front of the shops to recover empty glass-containers.

#18
Shanaka

(2) The police-chief's disposition against the petition:
He answered the petitioner as follows.

" It is lawfully possible to stop selling, but it is now impossible to stop selling as long as there is no actual injury till now.

But as the act like this seems to be very likely to injure people, I will tell these situations to the substation policeman and the village-master and take some proper measure against it.

Moreover, he ordered all the police station members to effort in preventing of injury when they gathered at the police station for instructions.

(3) The actual state for injury:

There are five shops handling soft drinks at Nagasao village, but two stores, mentioned, hold most of customers around there.

As the village-master or the police-man in charge have heard nothing about real injury, we consider that there was no harm actually.

(4) The petitioner's career, character and conduct:

He was appointed police officer in the Metropolitan Police Board in about 1935 and retired from the office in May, 1942. He has engaged in farming at home ever since.

He was once a chairman of the executive committee of the Japan Farmers Union in 1947.

It is rumoured that he was attacked with a mental disease some time in 1942.

18
Marchi

He is a lazy fellow and consequently making a poor living
and got not large social connections.

He is rumoured to be a communist around there.

#18
Ibaraki

For Ibaraki Prefectural Police Troop Commander S. MOCHIZUKI

S. Masaji
MASAJI SATO
Inspector of Ibaraki Pref.N.R.P.



東京都丸の内三菱仲十一号館

関東民事本部

民間情報部

御中

Handwritten signature or mark

封

六月十五日

茨城县
稻敷郡
山口源太郎村
瑞穂村 ✓

郎

貴部の徹底した。民主化の市努力に対し心から敬服致して居ります。

先般昭和二十五年五月五日、カラス容器請願書(字)を

封入貴部宛陳情申上げました。すると旬日を経ず

して店頭から危険なカラス容器はパツタリと消え、ダットサン

へ山とつんで連日運んで居た、卸商も運ばない様になり

隣村も其の隣村も姿が見えなくなり、

農民は氣持よく働ける様になり大喜びです。

厚く御禮を申上げます。就きまして時を経ますと

又復治して来ますことかありますので、駐在所さんに根椽

をヨリゆました處、四者長さんか一度訓練した丈で何等取

締の方法も講じてみないし。責めなくならぬからなくならぬ

だろう位にしか考へてみない。御指令を發して

必ずや貴部への御懇願によりまして

下まつたこと、信にまします。御多用中本當に恐縮で
可か、その根柢と御教へ願ひまします。下されは尚一層
今後のため力強く感ずる次第です。
お持ち申上げて居ります。

拝具

昭和二十五年六月十五日

茨城県稲敷郡瑞穂村

山口源太郎

関東民事本部
民間情報部 御中

HEADQUARTERS
KANTO CIVIL AFFAIRS REGION
APO 500

JGF/hu

KLG 333.5

8 June 1950

MEMORANDUM THRU: Kanto Liaison and Coordination Office

FOR: Chief
National Rural Police of Ibaraki Prefecture

SUBJECT: Request for Investigation

- #18
Ibaraki
1. The attached petition recites the scattering of glass over roads, rice paddies and fields.
 2. Request investigation be made and a report of the investigation be made to this headquarters.

FOR THE CHIEF:

1 Incl:
Pet.

WILLIAM F. JOHNSON
1st Lt. SS-USAR
Acting Deputy Chief

Date: May 3, 1950

From: Yanaguchi, Gentaro. Nagasao, Mizuko-mura, Inashiki-gun,
Ibaragi-ken.

To : KCAR

In above mentioned area, people are selling some drinks for children. These are in a very thin glass tubes. After children drunk the contents, they scatter the glasses all over the roads, rice paddies or fields. As the people in this area have a habit of working with bare foot, this is very dangerous. He would like to have KCAR to take care of this matter. He petitioned to the local police office to stop manufacturing and selling of this stuff. But as there was no regulation to apply for this, the police authorities could do nothing.

#18
Yanaguchi



東京都丸の内三菱仲十一号
 関東民事本部御中

火

5-13

茨城

県

稲

敷

郡

瑞穂

村

長

年

山

口

源

太郎

郎

写

請願書

お忙しい所御苦勞様と存じますが
 實情た記の通りでありますので此の程
 の物品製造取賣禁止方御取計い
 願上な懇願申上ります。

記

一、名襟、ミカン水、

（小供玩具兼飲物、
 容器ハ極ク薄イガラス細管
 駄菓子
 店ニ取
 賣
 入レモノ）

二、ニ

（ひよたん形（或ハビン形）薄ガラス製
 容器）

三、其の他ガラス製容器の一切（小供玩具兼飲食
 用品）

#18
 Shou-ku

右の点々は何れも薄い、ガラス容器であります。
小供は中味を飲んでしまふと
持ち廻つたりしまふと
道路へ捨てたり

道路よりは花火の様にガラスの破片だらけであ
るから田浦特になるとこの上とハダシで走か
つたものはなうなうと思ふと身慄ひか致します、
細い破片ですからとてしほ捨ひ印れまさん、
雨でも降りまふと其の儘道路へ埋まうとし
まふまふ。

一番危険なのは田の中へ捨てられまふ事です。

田も、畑も、庭も、用水堀も、肥料塚も
 受る所へ持ち廻つて冷てまゝ

昨年駐在所へにお願ひ致し、所販
 賣禁止は出来ぬ、容器と回収する様に
 との御達しでした。然かし対牛が小供として回収は
 不可能でした。販賣店の自肅も不可能です。
 これから暖かになるに従つて益々氾濫して來
 まう、
 怪しげなサツカリ水です。
 衛生的にも

このガラス破片にて年々田耕を休むもの、
 五月の田植と別れた人、病院通へとするもの、
 破傷負となり一命すら終りと告げた人あり

ありまゝ。田舎は「バグシ」で走くと云ふ特殊
事情にありまゝので 何卒一日も早く店頭より
一掃され安心して農事に勵むことが出来ま
す。様吳れぐも御願ひ申すかまます。

昭和二十五年三月十日

村會議員一同

警友會員一同

龍ヶ崎警署 察 署 長
大久保 達 雄 殿

村會議員(長草)

村長

大野德太郎 (印)

小更芳郎 (印)

田中孝七 (印)

鴻巣英一郎 (印)

大古忠治 (印)

山本政三 (印)

大古省三 (印)

岡部量平 (印)

秋山榮 (印)

本谷義雄 (印)

田仲長治 (印)

村長唐名丈代署
外八全部自筆

KANTO CIVIL AFFAIRS REGION
Legal and Government Section

Suspense Matter No. 17 (Ibaraki)

Subject: Inre to heavy taxes.

Principal: Noboru GOTO 3-ku, Motoyama-machi, Mito-shi, Ibaraki-Ken.

Source: Petition

Action: *To be handled by Soc Office.*

Handled by: *Alvarez*

Investigator:

Date Closed: *20 Oct 50*

KANTO CIVIL AFFAIRS REGION
Legal and Government Section

Suspense Matter No. 17 (Ibaraki)

Subject: Inre to heavy taxes.

Principal: Noboru GOTO 3-ku, Motoyama-machi, Mito-shi, Ibaraki-Ken.

Source: Petition

Action: *To be handled by Jot Office.*

Handled by: *Abrams*

Investigator:

Date Closed: *20 Oct 50*

17

Petitioner: Noboru Goto, 3 ku, Motoyamamachi, Mito City, Ibaraki Prefecture;
estate agent; 45 years old.

*Handled by
tax office*

Reason for Petition:

Since October, 1948, I have been unable to work hard on account of a heart-disease. I consulted Dr. So, a physician at Torimi-machi, Mito-City for my illness. On Feb. 17, 1949, I gave in a report stating the reason for my failure to pay taxes, with the physicians's medical certificate attached to it. Later, on Nov. 23 of the same year, I filed a protest to the effect that taxation for sick persons was too heavy. Again on Dec. 19 of the same year, I reported that I had not been able to work sufficiently, with the medical certificate of the Mito Health Center as evidence. But despite the submission of the medical certificate I received a letter pressing for the payment of taxes in arrears. Therefore, on Dec. 30 of the same year, I made an application for respite of the tax payment. But a note of final decision of reassessment demanding payment of a considerable sum of tax was sent to me. Thereupon, I sent back the demand-note along with a written protest asking whether one is not regarded as a sick person unless he is confined to bed, and applied for the exemption from taxation.

There is no question that the people are obligated to pay taxes. However, the diseased cannot work, and as for me, I feel a pain at indefinite times every day - every one of my family recognizes it and my friends also will bear witness to it. The name of my disease, as the medical certificate unmistakably tells, is stricture of heart valves.

Will the recent Mr. Shoup's recommendations be of no avail? There have been many defects in the taxation method of tax offices in Japan. One of them was that exemption of medical treatment cost from taxation was not recognized for a sick person who had income. I am happy to see our backward country being reformed in various fields under the direction of your highly civilized country since the end of the last war. By this letter I mean to state my personal case, but I think a considerable number of sick persons throughout the country are suffering from no deduction being made for their medical expenses. I earnestly request that the rights and obligations of an occupying country be implemented as announced in the press. A program, however good in itself, would become an empty theory if it were not put into effect. I sincerely wish you to help our nation get out of the miseries of the last war as soon as possible.

So long as tax offices are allowed to impose upon the people taxes determined without making strict investigations and instead based on speculations and suspicions on their part, the situation will be much the same as in the past. Man has to take meals even when he is sick, so the sick person incurs greater expense than the healthy person, no matter whether he has small income or not, because he has to take nutritious foods which are generally expensive as well as to pay for his physician. Considering this way, it would be natural, I think, that the State should give aid to the sick. I am engaged in a liberal profession. Employees of public offices and business concerns, who are insured by the health insurance, would not have to care economically about how much their illness might cost. Moreover, they can get pay even if they were absent from office for as long as half a year. We, persons of liberal profession, however, are granted no such special favors. Is this an equal treatment to the people of the same country?

I think those who are taxed and pay taxes on an equal basis should receive the same benefits. Japan was once called a country with a pension system ruinous to the state, but it may be called so even today. Although we are following different lines of business, we are all the Japanese people. Under the democracy as

we are today, all things should be equal to all the people, or we couldn't live a peaceful life. We are now guaranteed the freedom of speech, therefore I wonder why each of the people is keeping silence. I don't know whether they are afraid of your country or keeping silent out of deference to your country. But I took the liberty of making a petition as announced by your organization in the press, wishing for your consideration on the matter of the people being given an equal treatment as well as my personal application for exemption of taxes. As stated above, I have so far submitted the application, each to chief of the Mito Tax Office, to chief of the sub-prefectural office and to the mayor, but they have not taken any step. Please oblige me by taking prompt action.

5 May 1950

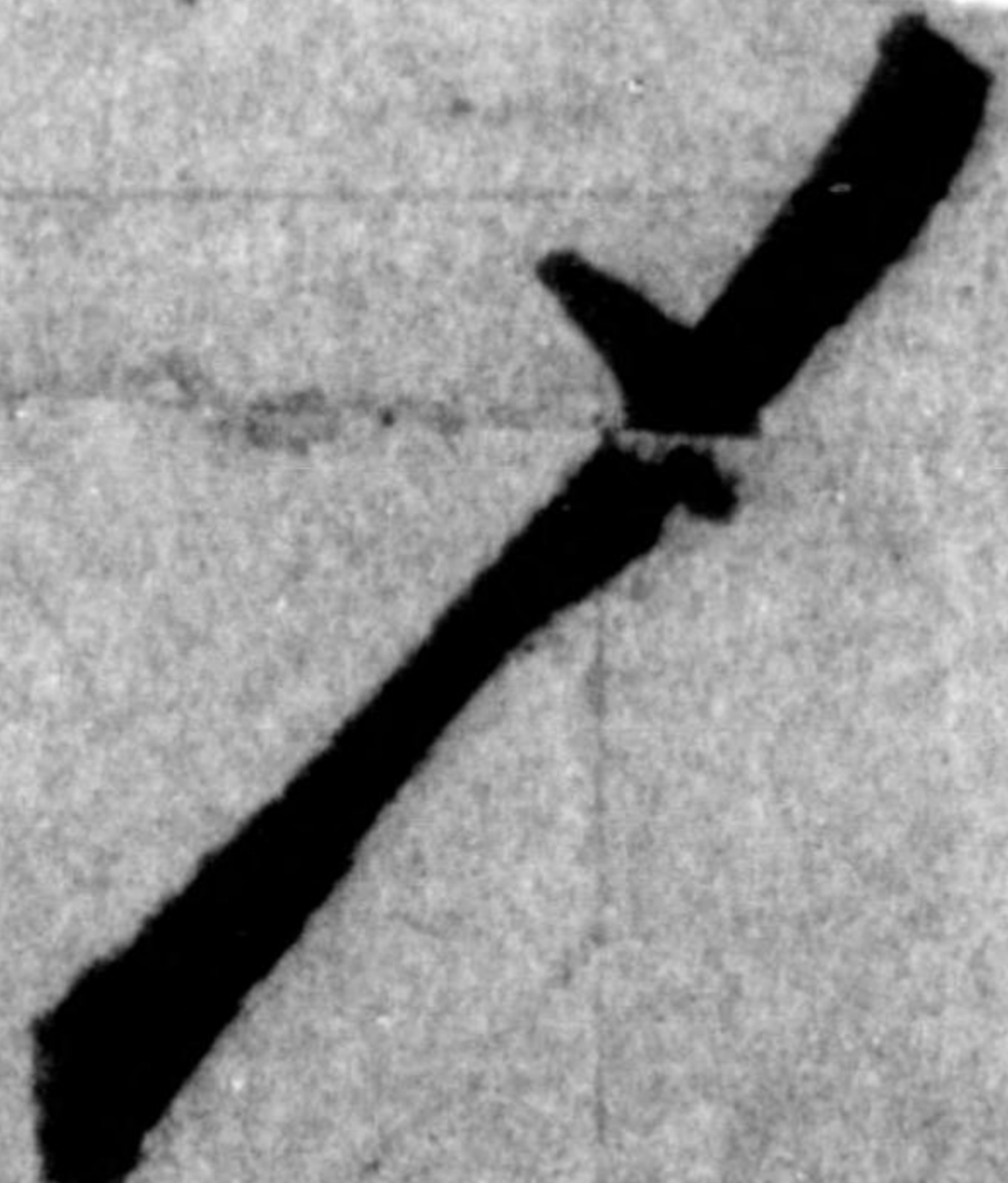
Noboru Goto (seal)

Translated by: Y. Sugiura

S.K.

東京丸由
 三菱仲十一号店
 國東民事奉部
 中

Legal



 和
 三
 月
 七
 日
 后麻界
 后麻界

津坊

No.

昭和 年 月 日

昭和三年九月より一松は心臓病の爲に思ふ所
 の治療を爲し加能とあり水戸市島越町宗内科医
 院の診療を蒙り昭和四年三月廿七日付を以て診
 断書に附して納税額に對する遅延せざる旨の申告
 あり追つて同年十一月廿三日附にて之病状の爲に對
 する課税が重過なる旨の異議の申請をいたしました
 追つて同年十二月廿九日附を以て水戸県建設課の
 診断書を以て滞り不支給の爲に通過せしむる旨の
 下付を

申告理由

職業 農業
 申請人 後藤 昇
 住所 水戸市島越町三ノ
 年 齢 四十五才



#17
 Honaki
 申告書

戸籍簿



2

No.

昭和 年 月 日

然るに又も世に新書... 無視せる如く種々の存
 在の納税督促状... 同年控算月冊日
 付を以て納税延期を提出した然るに又も
 相当額の確定更正の決定書が到着し...
 臥床して居之... 病人と認められたり...
 を以て... 其の... 書面に同封して督促状
 を送達し... 免除ある...
 如何に國民の義務である納税...
 労働不能の病状あり... 毎日本定時に納税が
 出来ない... 病状あり...
 して... 病名は心臓...
 書の上... 納税...
 先... 納税...

Π Ο Π Ο Ψ Ω

一と洋信

No.

昭和 年 月 日

今迄日本の税務所の課税方法に於て常なる
 欠点審判が有るして所得が有ると一医療費等は
 認めらるべき事とす今國の路状と因時に文明の發達
 して居る其國の指圖にて野志虫たる我國の改革す
 ると莫く其の事ありて心より喜ぶに存します
 本日の此の事状は私個人のみならずして
 國には相當の病人が医療費の控除も無く苦し
 んで居る者有ると考へます是れ共占領國としての
 權利と義務とを履行して新聞で發表し居る通り
 何言実行して頂きます折角あり致しては実行
 してくれぬと批の上の空論と考へる所あり
 至急心致し後告しんば國民も一層早く救つて
 下さいお願ひ致し ますお頼みします

三三三三三三



4

税務所の方では厳密なる調査もせよが創造やら
 疑ひなきが税額を決定してしまひますと普通通りでせう
 人間は病やでも食さずしませらるる若平の利息位あ
 つても医師の費用のみでなく業長も保持する関係
 上その互は健康保の者より以上計費も入用です
 から否宜しく関係として補助を支あする事が
 人類の愛として事起るといふ事 利己自由業あり
 官立公社勤務の者は健康保保の支あされあり
 のら何程に医療費も支あされるも経済上若しくあ
 ないのです月給も半年金は欠勤してても支給を停げ
 られる事あるに我々はどうせう何の恩典も無いのです
 之は因に困窮として不公平がはなれせうの
 No. 税も課する所めるが事然らば恩恵も念いでせう

昭和 年 月 日

内閣府

5

No.

日本は思ひながら國と稱してました今でも今もです
 官費正税の世帯の差別はあれども日本に於ては
 總ては氏を以て成の今日物事は一平等ではなくては用
 満な生活はあまやせんと言論の自由を許されて居る
 今日であるのに何故國民の一人一人が沈黙して
 居るのか貴國を恐れて居るのか遠慮して居るのか不
 なるも私は新聞紙上で陳情せよと有りまふ方の
 会後としてお事守る事なる今國の私のお解した
 税金免除の件と共に國民に對する待遇を公平
 になる事を心から祈り又実現を期しております
 申し渡したのは私や税務所長(地方事務所長)市長
 社の三選を何回も前便の通り提出済みです
 が実行しません萬事早くおるひりませう

昭和25年5月7日

右

後藤

早



KANTO CIVIL AFFAIRS REGION
Legal and Government Section

Suspense Matter No. 15 (Ibaraki)

Subject: Excessive confinement at Mito Procurators Office.

Principal: TSUKUDA, Isaburo #22-1 Kami-jujo, Kita-Ku, Tokyo-to.

Source: Petition

Action: *Tried & Convicted*

Handled by: *Abrams*

Investigator:

Date Closed: *20 Oct. 50*

#15